

1 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 [\(通所介護・療養通所介護関係部分\)](#)

省令 (新)	岡山市条例及び規則 (旧)	岡山市条例及び規則 (新) (案)
<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: right;">平成十一年三月三十一日 厚生省令第三十七号</p> <p style="color: red;">一部改正</p> <p style="text-align: right;">平成二十七年一月十六日 厚生労働省令第四号</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一～九 (略)</p>	<p>岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月19日 岡山市条例第85号</p> <p>一部改正</p> <p style="text-align: right;">平成26年3月25日 岡山市条例第30号</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</p>	<p>岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月19日 岡山市条例第85号</p> <p>一部改正</p> <p style="text-align: right;">平成26年3月25日 岡山市条例第30号</p> <p style="color: red;">一部改正</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第70条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</p>

<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスそれぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスそれぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスそれぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当</p>
--	--	--

<p>当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p>	<p>当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指</p>	<p>当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(8) 基準省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）をいう。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指</p>
--	---	---

<p>第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなけれ</p>	<p>導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p> <p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。</p> <p>2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。</p> <p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
---	---	---

<p>ばならない。</p> <p>第二章～第六章 (略)</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護 (以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう <u>生活機能の</u></p>	<p>5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p> <p>第二章～第六章 (略)</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第101条 指定居宅サービスに該当する通所介護 (以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日</p>	<p>5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p> <p>第二章～第六章 (略)</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第101条 指定居宅サービスに該当する通所介護 (以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう <u>生活機能の</u></p>
--	--	--

<p><u>維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第九十三条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p>	<p>日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第102条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p>	<p><u>維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第102条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p>
---	---	--

<p>二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が<u>法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第一号通所事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は<u>当該第一号通所事業</u>の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十</p>	<p>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が<u>指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は<u>指定介護予防通所介護</u>の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人</p>	<p>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が<u>法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第八条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第1号通所事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は<u>当該第1号通所事業</u>の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人</p>
--	--	--

<p>五人を超える部分の数で五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一以上</p> <p>2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上</p>	<p>までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。）を、常時1人</p>	<p>を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。）を、常時1人</p>
---	---	--

<p>当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第一項第1号の生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><条例施行規則></p> <p>（生活相談員）</p> <p>第6条 条例第102条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護支援専門員の登録を受けている者</p> <p>(2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として</p> </div>	<p>以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第一項第1号の生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><条例施行規則案></p> <p>（生活相談員）</p> <p>第6条 条例第102条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護支援専門員の登録を受けている者</p> <p>(2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として</p> </div>
--	--	---

<p>6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>従事した期間が通算して5年以上である者</p> <p>ア 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>ウ <u>法第8条の2第7項</u>に規定する介護予防通所介護</p> <p>エ <u>法第8条の2第15項</u>に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>7 第一項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><条例施行規則> (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第102条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とす</p>	<p>従事した期間が通算して5年以上である者</p> <p>ア 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>ウ <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第8条の2第7項</u>に規定する介護予防通所介護</p> <p>エ <u>法第8条の2第13項</u>に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>7 第一項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><条例施行規則 <u>(案)</u>> (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第102条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とす</p>
--	--	---

<p>7 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定通所介護事業者が<u>第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第一号通所事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準</u>を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第九十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>る。</p> <p>8 第一項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>9 指定通所介護事業者が<u>指定介護予防通所介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、<u>指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準</u>を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第103条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社</p>	<p>る。</p> <p>8 第一項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>9 指定通所介護事業者が<u>第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と<u>当該第1号通所事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市長の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準</u>を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第103条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社</p>
--	---	--

	<p>会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</p> <p><条例施行規則></p> <p>(管理者)</p> <p>第8条 条例第103条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p><u>(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</u></p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p>	<p>会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</p> <p><条例施行規則案></p> <p>(管理者)</p> <p>第8条 条例第103条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p><u>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</u></p> <p><u>ア 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設</u></p> <p><u>イ 旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業</u></p> <p><u>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として</u></p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第104条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができることができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p>	<p style="text-align: center; color: red;">業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第104条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 食堂及び機能訓練室</p> <p>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができることができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p>
--	--	---

<p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 指定通所介護事業者が第九十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第</u></p>	<p>(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>(3) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指</u></p>	<p>(4) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>(5) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 指定通所介護事業者が第102条第一項第三号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営</u></p>
---	---	---

一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第八条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百条に規定する運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的

ら第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第八条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第109条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

指定通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方

号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第八条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第109条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

指定通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方

<p>方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該<u>指定通所介護事業者</u>は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ <u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ <u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、<u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>	<p>法」という。)により提供することができる。この場合において、当該<u>指定通所介護事業者</u>は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア <u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ <u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、<u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>	<p>法」という。)により提供することができる。この場合において、当該<u>指定通所介護事業者</u>は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア <u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ <u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、<u>指定通所介護事業者</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p>
---	--	--

<p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定通所介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>	<p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第二項各号に規定する方法のうち指定通所介護事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p>	<p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第二項各号に規定する方法のうち指定通所介護事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p>
---	---	---

<p>6 前項の規定による承諾を得た指定通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第九条 指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第十条 指定通所介護事業者事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>6 前項の規定による承諾を得た指定通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第9条 指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第10条 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに</p>	<p>6 前項の規定による承諾を得た指定通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) ☆準用</p> <p>第9条 指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応) ☆準用</p> <p>第10条 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに</p>
--	---	---

<p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第十一条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第十二条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われ</p>	<p>講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第11条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第12条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われ</p>	<p>講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) ☆準用</p> <p>第11条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) ☆準用</p> <p>第12条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われ</p>
--	--	--

<p>ていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p> <p>第十三条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携) ☆準用</p> <p>第十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>ていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p> <p>第13条 指定通所通所事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年岡山市条例第31号）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携) ☆準用</p> <p>第14条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけれ</p>	<p>ていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握) ☆準用</p> <p>第13条 指定通所通所事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年岡山市条例第31号）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携) ☆準用</p> <p>第14条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけれ</p>
--	--	--

<p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用</p> <p>第十五条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければ</p>	<p>ばならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用</p> <p>第15条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の</p>	<p>ばならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) ☆準用</p> <p>第15条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の</p>
---	--	--

<p>ばならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆ 準用</p> <p>第十六条 <u>指定通所介護事業者</u>は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定通所介護</u>を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画等の変更の援助) ☆準用</p> <p>第十七条 <u>指定通所介護事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第十九条 <u>指定通所介護事業者</u>は、<u>指定通所介護</u>を提供した際には、当該<u>指定通所介護</u>の提供日及び内容、当該<u>指定通所介護</u>について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に</p>	<p>法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆ 準用</p> <p>第16条 <u>指定通所介護事業者</u>は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定通所介護</u>を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画等の変更の援助) ☆準用</p> <p>第17条 <u>指定通所介護事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第19条 <u>指定通所介護事業者</u>は、<u>指定通所介護</u>を提供した際には、当該<u>指定通所介護</u>の提供日及び内容、<u>指定通所介護</u>について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載し</p>	<p>法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) ☆ 準用</p> <p>第16条 <u>指定通所介護事業者</u>は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った<u>指定通所介護</u>を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画等の変更の援助) ☆準用</p> <p>第17条 <u>指定通所介護事業者</u>は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) ☆準用</p> <p>第19条 <u>指定通所介護事業者</u>は、<u>指定通所介護</u>を提供した際には、当該<u>指定通所介護</u>の提供日及び内容、<u>指定通所介護</u>について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載し</p>
--	---	---

<p>記載しなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第九十六条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第105条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第105条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>
---	---	---

<p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>三 食事の提供に要する費用</p> <p>四 おむつ代</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者</p>	<p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者</p>	<p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者</p>
---	---	---

<p>又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第二十一条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第九十七条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第21条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第106条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第107条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第21条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第106条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第107条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
---	--	--

<p>一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。</p> <p>二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。</p>	<p>(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(4) 指定通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。特に、認知症（法第五条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。</p> <p>(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に</p>	<p>(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(4) 指定通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。特に、認知症（法第五条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。</p> <p>(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に</p>
--	---	---

<p>(通所介護計画の作成)</p> <p>第九十九条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。</p>	<p>当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。</p> <p>(6) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、必要に応じ、利用者の送迎が可能となるよう、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(通所介護計画の作成)</p> <p>第108条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。</p>	<p>当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。</p> <p>(6) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、必要に応じ、利用者の送迎が可能となるよう、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(通所介護計画の作成)</p> <p>第108条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。</p>
--	---	---

<p>2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第二十六条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p>	<p>2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第27条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p>	<p>2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第27条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p>
--	---	---

<p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第二十七条 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第五十二条 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第五節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければ</p>	<p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第28条 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第57条 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第109条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第28条 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第57条 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第109条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
--	---	---

<p>ならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定通所介護の利用定員</p> <p>五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第百一条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごと</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(12) 苦情解決体制の整備</p> <p>(13) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第110条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごと</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(12) 苦情解決体制の整備</p> <p>(13) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第110条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごと</p>
--	--	--

<p>に、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>に、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第111条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第112条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容</p>	<p>に、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第111条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第112条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容</p>
---	---	---

<p>(衛生管理等)</p> <p>第百四条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を</p>	<p>(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第113条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置</p>	<p>(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第113条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置</p>
--	---	---

<p>講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><u>第百四条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定通所介護事業者は、第九十五条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(掲示) ☆準用</p>	<p>を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第113条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定通所介護事業者は、第104条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(掲示) ☆準用</p>	<p>を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><u>第113条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定通所介護事業者は、第104条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(掲示) ☆準用</p>
---	---	---

<p>第三十二条 指定通所介護事業所は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第三十三条 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第三十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容</p>	<p>第34条 指定通所介護事業所は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第35条 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第36条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が</p>	<p>第34条 指定通所介護事業所は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) ☆準用</p> <p>第35条 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(広告) ☆準用</p> <p>第36条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が</p>
--	--	--

<p>が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>☆準用</p> <p>第三十五条 指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第三十六条 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用</p>	<p>虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>☆準用</p> <p>第37条 指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第38条 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用</p>	<p>虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>☆準用</p> <p>第37条 指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) ☆準用</p> <p>第38条 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用</p>
--	--	--

<p>用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p>	<p>者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p>	<p>者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携) ☆準用</p>
---	--	--

<p>第三十六条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>—(事故発生時の対応)— ☆準用</p> <p>第三十七条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第三十八条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなけれ</p>	<p>第39条 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) ☆準用</p> <p>第40条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第41条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければ</p>	<p>第39条 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>—(事故発生時の対応)— ☆準用</p> <p>第40条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(会計の区分) ☆準用</p> <p>第41条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければ</p>
---	---	---

<p>ばならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第百四条の三</u> 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 通所介護計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>ならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第114条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 通所介護計画</p> <p>(2) 第107条第1項第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第110条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>ならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第114条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 通所介護計画</p> <p>(2) 第107条第1項第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第110条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>
---	--	--

<p>五 <u>前条第二項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (平一五厚労令二八・追加)</p> <p>(準用)</p> <p>第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から<u>第三十六条の二まで、第三十八まで</u>及び第五十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「<u>第二十九条</u>」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p>	<p>(7) <u>次条において準用する第40条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 法第40条に規定する介護給付及び第105条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第115条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第27条、第28条、<u>第34条から第41条まで</u>及び第57条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第109条」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p>	<p>(7) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) 法第40条に規定する介護給付及び第105条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第115条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第27条、第28条、<u>第34条から第39条まで、第41条</u>及び第57条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第109条」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p>
---	---	--

<p>第百五条の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第百五条の三 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療</p>	<p>第116条 第一節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第117条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介</p>	<p>第116条 第一節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第117条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療</p>
--	--	---

<p>養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第二百五条の四 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</p>	<p>護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第118条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</p>	<p>養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2款 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第118条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</p>
---	---	--

<p>(管理者)</p> <p>第百五条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第三款 設備に関する基準</p>	<p>(管理者)</p> <p>第119条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第三款 設備に関する基準</p>	<p>(管理者)</p> <p>第119条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第三款 設備に関する基準</p>
<p>(利用定員)</p> <p>第百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を九人以下とする。</p> <p>(設備及び備品等)</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第120条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</p> <p>(設備及び備品等)</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第120条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</p> <p>(設備及び備品等)</p>

<p>第百五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる専用の部屋<u>の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</u></p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。</u></p> <p>第四款 運営に関する基準</p>	<p>第121条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋、便所及び洗面設備を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専用の部屋 6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>(2) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4款 運営に関する基準</p>	<p>第121条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋、便所及び洗面設備を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専用の部屋 6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>(2) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p>第4款 運営に関する基準</p>
---	---	---

<p>(内容及び手続きの説明及び同意)</p> <p>第百五条の八 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百五条の十五に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第百五条の十三第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第百五条の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第百五条の九 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(内容及び手続きの説明及び同意)</p> <p>第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第129条に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第127条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第130条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第123条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(内容及び手続きの説明及び同意)</p> <p>第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第129条に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第127条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第130条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第123条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
---	---	---

<p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第百五条の十 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の</p>	<p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第124条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の</p>	<p>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第124条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の</p>
---	---	---

<p>提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第百五条の十一 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。</p> <p>二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変</p>	<p>提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第125条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変</p>	<p>提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第125条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変</p>
---	---	---

<p>化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。</p> <p>五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。</p>	<p>化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。</p> <p>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。</p> <p>(6) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>(7) 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、必要に応じ、利用者の送迎が可能となるよう、体制の整備に努めるもの</p>	<p>化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。</p> <p>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。</p> <p>(6) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</p> <p>(7) 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、必要に応じ、利用者の送迎が可能となるよう、体制の整備に努めるもの</p>
---	--	--

<p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第百五十二条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第七十条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介</p>	<p>とする。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第126条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第75条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介</p>	<p>とする。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</p> <p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第126条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第75条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介</p>
--	--	--

<p>護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第百五条の十三 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう</p>	<p>護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第127条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用でき</p>	<p>護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第127条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用でき</p>
---	--	--

<p>配慮しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第百五条の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第百五条の十四 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪</p>	<p>るよう配慮しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第130条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第128条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師、当該利用者が</p>	<p>るよう配慮しなければならない。</p> <p>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第130条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第128条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師、当該利用者が</p>
--	---	---

<p>問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第百五条の十五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p>	<p>利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者ごとの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第129条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p>	<p>利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者ごとの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第129条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p>
---	---	---

<p>四 指定療養通所介護の利用定員</p> <p>五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 その他運営に関する重要事項 (緊急時対応医療機関)</p> <p>第百五条の十六 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければ</p>	<p>(4) 指定療養通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(12) 苦情解決体制の整備</p> <p>(13) その他運営に関する重要事項 (緊急時対応医療機関)</p> <p>第130条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければ</p>	<p>(4) 指定療養通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(12) 苦情解決体制の整備</p> <p>(13) その他運営に関する重要事項 (緊急時対応医療機関)</p> <p>第130条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければ</p>
--	---	---

<p>ならない。</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第百五条の十七 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、概ね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百五条の十八 指定療養通所介護事業者は、従業者、</p>	<p>ならない。</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第131条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第132条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設</p>	<p>ならない。</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第131条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第132条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設</p>
---	--	--

<p>設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 療養通所介護計画</p> <p>二 前条第二項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>三 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第百四条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 第125条第1項第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>(4) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	<p>備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 第125条第1項第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>(4) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第113条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>
---	--	---

<p>(準用)</p> <p>第百五条の十九 第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から<u>第三十六条の二</u>まで、<u>第三十八条</u>、第九十六条（第三項第二号を除く。）、第九十七条及び第百一条から<u>第百四条の二</u>までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、<u>第百四条の二第四項中「第九十五条第四項」とあるのは「第百五条の七第四項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>	<p>(8) 次条において準用する第110条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(9) 法第40条に規定する介護給付及び次条において準用する第105条第1項から第3項（第3項第2号を除く。）までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第133条 第9条から第12条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第27条、<u>第34条から第41条まで</u>、第105条（第3項第2号を除く。）、第106条及び<u>第110条から第113条までの規定は</u>、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第110条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>	<p>(8) 次条において準用する第110条第1項に規定する勤務の体制等の記録</p> <p>(9) 法第40条に規定する介護給付及び次条において準用する第105条第1項から第3項（第3項第2号を除く。）までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第133条 第9条から第12条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第27条、<u>第34条から第39条まで、第41条</u>、第105条（第3項第2号を除く。）、第106条及び<u>第110条から第113条の2までの規定は</u>、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第110条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「<u>療養通所介護従業者</u>」と、<u>第113条の2第4項中「第104条第4項」とあるのは「第121条第4項」と読み替えるもの</u>とする。</p> <p>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準</p>
--	--	--

<p>(従業者の員数)</p> <p>第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第134条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第134条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護</p>
--	---	---

<p>職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と<u>法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）</u>の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は<u>当該第一号通所事業</u>の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一以上</p> <p>2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限</p>	<p>職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と<u>基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）</u>の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は<u>基準該当介護予防通所介護</u>の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限</p>	<p>職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と<u>法第115条の45第1項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の2第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市長が定めるものに限る。）</u>の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は<u>当該第一号通所事業</u>の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限</p>
---	--	---

<p>をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用</p>	<p>をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用</p>	<p>をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用</p>
---	--	--

<p>者に対して一体的に行われるものをいうものとする。</p>	<p>者に対して一体的に行われるものをいうものとする。</p> <p>6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</p>	<p>者に対して一体的に行われるものをいうものとする。</p> <p>6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</p>
	<p><条例施行規則> (生活相談員)</p> <p>第6条 条例第134条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護支援専門員の登録を受けている者</p> <p>(2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上である者</p> <p>ア 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>ウ <u>法第8条の2第7項</u>に規定する介護予防通所介護</p> <p>エ <u>法第8条の2第15項</u>に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p><条例施行規則 <u>(案)</u>> (生活相談員)</p> <p>第6条 条例第134条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護支援専門員の登録を受けている者</p> <p>(2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上である者</p> <p>ア 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>ウ <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第</u></p>

<p>6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 基準該当通所介護の事業と<u>第一項第三号に規定する第一号通所事業</u>とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準</u>を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p>	<p>7 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><条例施行規則> (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第134条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>8 基準該当通所介護の事業と<u>基準該当介護予防通所介護の事業</u>とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準</u>を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p>	<p><u>8条の2第7項</u>に規定する介護予防通所介護</p> <p>エ <u>法第8条の2第13項</u>に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>7 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p><条例施行規則(案)> (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第134条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>8 基準該当通所介護の事業と<u>第1項第三号に規定する第1号通所事業</u>とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>市長の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準</u>を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p>
--	--	--

<p>第百七条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第135条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 基準該当通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</p> <p><条例施行規則> (管理者)</p> <p>第8条 条例第135条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p><u>(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</u></p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p>	<p>第135条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 基準該当通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</p> <p><条例施行規則> (管理者)</p> <p>第8条 条例第135条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p><u>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</u></p> <p><u>ア 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設</u></p> <p><u>イ 旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業</u></p>
---	---	---

<p>(設備及び備品等)</p> <p>第百八条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第136条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、便所、洗面のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p><u>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</u></p> <p>(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第136条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、便所、洗面のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p>
---	---	--

<p>一 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所</p> <p>イ 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当通所介護の事業と <u>第百六条第一項第三号</u></p>	<p>(1) 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所</p> <p>ア 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>(3) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当通所介護の事業と <u>基準該当介護予防通所</u></p>	<p>(1) 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所</p> <p>ア 食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、食事をを行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>(3) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当通所介護の事業と <u>第134条第1項第3</u></p>
--	--	--

<p><u>に規定する第一号通所事業</u>とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、<u>市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準</u>を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、<u>第三十六条の二</u>、<u>第三十八条</u>、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基</p>	<p><u>介護の事業</u>とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、<u>指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準</u>を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第137条 第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、<u>第39条から第41条まで</u>、第57条、第101条及び第4節(第105条第1項及び第115条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第137条において準用する第109条」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービ</p>	<p><u>号に規定する第1号通所事業</u>とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、<u>市長の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準</u>を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第137条 第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、<u>第39条</u>、<u>第41条</u>、第57条、第101条及び第4節(第105条第1項及び第115条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第137条において準用する第109条」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しな</p>
--	--	---

<p>準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>スに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第7章第6節」と、第105条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第107条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第137条において準用する次条第1項」と、第114条第2項第2号中「第107条第1項第6号」とあるのは「第137条において準用する第107条第1項第6号」と、同項第3号中「第110条第1項」とあるのは「第137条において準用する第110条第1項」と、<u>同項第4号から第7号までの規定中「次条」とあるのは「第137条」と、同項第8号中「第105条第1項から第3項」とあるのは「第137条において準用する第105条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>い指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第57条第2項中「この節」とあるのは「第7章第6節」と、第105条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第107条第1項第1号中「次条第1項」とあるのは「第137条において準用する次条第1項」と、第114条第2項第2号中「第107条第1項第6号」とあるのは「第137条において準用する第107条第1項第6号」と、同項第3号中「第110条第1項」とあるのは「第137条において準用する第110条第1項」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第137条」と、<u>同項第7号中「前条第2項」とあるのは「第137条において準用する第113条の2第2項」と</u></u>、同項第8号中「第105条第1項から第3項」とあるのは「第137条において準用する第105条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>
---	---	---

<p>第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(略)</p>	<p>第1条 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条～第18条 (略)</p> <p>第19条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第153条第5項第4号又は第173条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第124条第6項第4号又は第140条の4第6項第1号ニの規定によることができる。</p> <p>2 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている通所介護事業者又は通所リハビリテーション事業者(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第104条第2項第3号若しくは第121条第2項第2号又は第140条第2項第2号の規定は、当分の間適用しない。</p> <p>第20条～第21条 (略)</p>	<p>第1条 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条～第18条 (略)</p> <p>第19条 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業者(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第153条第5項第4号又は第173条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第124条第6項第4号又は第140条の4第6項第1号ニの規定によることができる。</p> <p>2 施行日において現に法第41条第1項本文の規定に基づく指定を受けている通所介護事業者又は通所リハビリテーション事業者(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第104条第2項第3号若しくは第121条第2項第2号又は第140条第2項第2号の規定は、当分の間適用しない。</p> <p>第20条～第21条 (略)</p>
--	---	---

<p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>第2条～第3条 (略)</u></p> <p><u>(介護予防通所介護に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。</u></p> <p><u>一 旧指定居宅サービス等基準第九十三条第一項第三号及び第八項、第九十五条第四項、第百六条第一項第三号及び第七項並びに第百八第四項の規定</u></p> <p><u>(略)</u></p>		<p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>第2条 (略)</u></p> <p><u>(介護予防通所介護に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定居宅サービス等基準条例第102条第1項第3号及び第9項、第104条第4項、第134条第1項第3号及び第8項並びに第136条第4項の規定は、なおその効力を有する。</u></p>
--	--	---

1 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(介護予防通所介護関係部分)

(凡例)

改正部分・・・赤字斜線

削除部分・・・~~————~~

準 用・・・青字

省令 (新)	岡山市条例及び規則 (旧)	岡山市条例及び規則 (新) (案)
<p>指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(平成十八年三月十四日) (厚生労働省令第三十五号)</p> <p>一部改正 平成二十七年一月十六日 厚生労働省令第四号</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項の厚生労働省令で定</p>	<p>岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例第90号</p> <p>一部改正 平成26年 3月25日 岡山市条例第30号</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に</p>	<p>岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月19日 岡山市条例第90号</p> <p>一部改正 平成26年 3月25日 岡山市条例第30号</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に</p>

<p>める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五十七条第四号（第六十一条において準用する場合に限る。）、第五十八条、第五十九条、第一百四十五条第六項（第八十五条において準用する場合に限る。）、第八十条、第八十一条、第二百六十七条（第二百八十条において準用する場合に限る。）及び第二百七十九条の規定による基準</p> <p>二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が</p>	<p>基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第一一五条の二第二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</p>	<p>基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第一一五条の二第二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</p>
---	--	--

<p> 条例を定めるに当たって従うべき基準 第八十三 条第一項第一号及び第二項第一号ロ並びに 附則第四条（第八十三條第二項第一号ロに係る 部分に限る。）の規定による基準 </p> <p> 三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条 第二項第三号に掲げる事項について都道府県が 条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十 九条の二第一項（第六十一条及び第二百八十条に において準用する場合に限る。）、第四十九條の三 （第六十一条、第八十五条及び第二百八十条に において準用する場合に限る。）、第五十三條の五 （第六十一条、第八十五条及び第二百八十条に において準用する場合に限る。）、第五十三條の十 （第六十一条、第八十五条及び第二百八十条に において準用する場合に限る。）、第三百三十三條第 一項（第八十五条において準用する場合に限 る。）、第三百三十六條（第八十五条において準 用する場合に限る。）及び第四百四十五條第七項（第 百八十五条において準用する場合に限る。）の規 定による基準 </p> <p> 四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条 </p>		
--	--	--

<p>第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百八十二条の規定による基準</p> <p>五 法第百十五条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十七条、第四十八条、第五十七条第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第一百七十七条、第二百二十九条、第三百十条、第四百四十五条第六項、第五百五十七条第二項及び第三項、第六百六十一条第七項、第八百八十七条、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準</p> <p>六 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第一百八十八条第一項、第三百三十二条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第五百三十三条第六項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第八百八十八条第一項</p>		
--	--	--

<p>第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）、第二百五条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）、附則第二条（第百三十二条第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準</p> <p>七 法第一百五十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十九条の二第一項（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条の三（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の五（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、</p>		
--	--	--

第百四十二条（第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、**第五十三条の十**（第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第百四十二条（第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第百三十三条第一項（第百五十九条及び第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百三十六条（第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百四十五条第七項、第百六十一条第八項、第百九十一条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第百九十八条、第二百条第六項、第二百十二条第七項、第二百三十四条第一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項（第二百

<p>六十二条において準用する場合を含む。), 第二百三十九条(第二百六十二条において準用する場合を含む。)並びに第二百五十八条第一項から第三項までの規定による基準</p> <p>八 法第一百五十四条の四第二項の規定により, 同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第一百三十一条(第一百五十四条において準用する場合を含む。)の規定による基準</p> <p>九 法第五十四条第一項第二号又は第一百五十四条の四第一項若しくは第二項の規定により, 法第五十四条第二項各号及び第一百五十四条の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について, 都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち, 前各号に定める規定による基準以外のもの</p> <p>(平二三厚労令一二七・全改, 平二四厚労令一一・一部改正)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において, 次の各号に掲げる用語</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において, 次の各号に掲げる用語</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において, 次の各号に掲げる用語</p>
--	---	---

<p>の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われ</p>	<p>の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合</p>	<p>の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合</p>
---	--	--

<p>る場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p>	<p>の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）をいう。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療</p>	<p>の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(8) 基準省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）をいう。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（医薬品、医療</p>
--	--	--

<p>機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては，この限りでない。</p> <p>2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業を行う者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は，岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。</p> <p>第三条 指定介護予防サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者は，指定介護予防サ</p>	<p>機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては，この限りでない。</p> <p>2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業を行う者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は，岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は，利用者の人権の</p>	<p>機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては，この限りでない。</p> <p>2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業を行う者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は，岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は，利用者の人権の</p>
---	---	---

<p>サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>第二章～第六章 (略)</p> <p><u>第7章 削除</u></p> <p>第七章 介護予防通所介護</p> <p>第一節 基本方針</p>	<p>擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p> <p>第二章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 介護予防通所介護</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p>	<p>擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター(法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。</p> <p>第二章～第6章 (略)</p> <p><u>第7章 (削除)</u></p> <p>第七章 介護予防通所介護</p> <p>第1節 (削除)</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節</p>
--	---	---

~~第九十六条から第一百五十五条まで~~ 削除

~~第九十六条~~ 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

~~第二節~~ 人員に関する基準

~~(従業者の員数)~~

~~第九十七条~~ 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

~~一~~ 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ご

(基本方針)

第98条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第99条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ご

第98条 (削除)

(基本方針)

第98条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 (削除)

第2節 人員に関する基準

第99条 (削除)

(従業者の員数)

第99条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ご

<p><u>とに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の</u></p>	<p><u>とに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）</u></p>	<p><u>とに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）</u></p>
---	--	---

<p>指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては1以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護</p>	<p>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護</p>	<p>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>(4) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護</p>
--	--	--

<p>職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有する</p>	<p>職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有する</p>
---	---	---

	<p><u>と認められる者であって、規則で定めるものでなければならぬ。</u></p> <p><条例施行規則案> (生活相談員)</p> <p>第4条 条例第9 9条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護支援専門員の登録を受けている者</p> <p>(2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上である者</p> <p>ア 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>イ 法第8条第1 7項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>ウ 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護</p> <p>エ 法第8条の2第1 5項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第5 3条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第5 4条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サ</p>	<p><u>と認められる者であって、規則で定めるものでなければならぬ。</u></p> <p><条例施行規則案> (生活相談員)</p> <p>第4条 条例第9 9条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護支援専門員の登録を受けている者</p> <p>(2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上である者</p> <p>ア 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>イ 法第8条第1 7項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>ウ 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護</p> <p>エ 法第8条の2第1 5項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第5 3条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第5 4条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サ</p>
--	--	--

	<p>ービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>ービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p>
<p><u>6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p><u>7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p><u>7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p>
	<p><条例施行規則 (案) > (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第99条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若</p>	<p><条例施行規則 (案) > (機能訓練指導員)</p> <p>第7条 条例第99条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若</p>

<p>7 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第九十八条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設</p>	<p>しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>8 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>9 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第100条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設</p>	<p>しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>8 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>9 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第100条 (削除)</p> <p>(管理者)</p> <p>第100条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設</p>
---	---	---

<p><u>等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p><u>等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>2 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p>	<p><u>等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>2 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p>
	<p>< 条例施行規則 (案) > (管理者)</p> <p>第6条 条例第100条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>ア 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附</p>	<p>< 条例施行規則 (案) > (管理者)</p> <p>第6条 条例第100条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者</p> <p>ア 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附</p>

	<p>則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p> <p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおそ</p>	<p>則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p> <p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>(3) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおそ</p>
--	---	---

<p style="text-align: center;"><u>第三節 設備に関する基準</u></p> <p><u>第九十九条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 食堂及び機能訓練室</u></p> <p><u>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>の効力を有する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設備及び備品等)</u></p> <p><u>第101条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 食堂及び機能訓練室</u></p> <p><u>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とす</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>の効力を有する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 (削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>第101条 (削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設備及び備品等)</u></p> <p><u>第101条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、便所、洗面設備及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 食堂及び機能訓練室</u></p> <p><u>ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保する</u></p>
--	---	--

<p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出るものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指</p>	<p><u>ることができる。</u></p> <p><u>(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>(3) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指</u></p>	<p><u>ことができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>(3) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指</u></p>
---	--	---

定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第八条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第一百一条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方

定居宅サービス等基準条例第104条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第8条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第104条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方

定居宅サービス等基準条例第104条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 (削除)

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意) ☆準用

第8条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第104条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方

法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。
~~この場合において、当該指定介護予防通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。~~

~~一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの~~

~~イ 指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法~~

~~ロ 指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル~~

法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。
この場合において、当該指定介護予防通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。
この場合において、当該指定介護予防通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

<p><u>にその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 指定介護予防通所介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防</u></p>	<p><u>にその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 指定介護予防通所介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第二項各号に規定する方法のうち指定介護通所</u></p>	<p><u>にその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 指定介護予防通所介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第二項各号に規定する方法のうち指定介護通所</u></p>
--	--	--

<p><u>通所介護事業者が使用するもの</u></p> <p><u>二 ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（提供拒否の禁止） ☆準用</u></p> <p><u>第九条 指定介護予防通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒んではならない。</u></p> <p><u>（サービス提供困難時の対応） ☆準用</u></p> <p><u>第十条 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る</u></p>	<p><u>予防通所介護事業者が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（提供拒否の禁止） ☆準用</u></p> <p><u>第9条 指定介護予防通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒んではならない。</u></p> <p><u>（サービス提供困難時の対応） ☆準用</u></p> <p><u>第10条 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に</u></p>	<p><u>予防通所介護事業者が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（提供拒否の禁止） ☆準用</u></p> <p><u>第9条 指定介護予防通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒んではならない。</u></p> <p><u>（サービス提供困難時の対応） ☆準用</u></p> <p><u>第10条 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に</u></p>
---	--	--

~~介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護
予防通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を
速やかに講じなければならない。~~

~~(受給資格等の確認) ☆準用~~

~~第十一条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護
予防通所介護の提供を求められた場合は、その者の
提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支
援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめる
ものとする。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の被保険者
証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審
査会意見が記載されているときは、当該認定審査会
意見に配慮して、指定介護予防通所介護を提供する
ように努めなければならない。~~

~~(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用~~

~~第十二条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護
予防通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受
けていない利用申込者については、要支援認定の申
請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行~~

係る介護予防支援事業者（法第8条の2第18項に
規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。）
への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護事業者
等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなけれ
ばならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第11条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護
予防通所介護の提供を求められた場合は、その者の
提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支
援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめる
ものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の被保険者
証に、法第115条の3第2項の規定により認定審
査会意見が記載されているときは、当該認定審査会
意見に配慮して、指定介護予防通所介護を提供する
ように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護
予防通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受
けていない利用申込者については、要支援認定の申
請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行

係る介護予防支援事業者（法第8条の2第18項に
規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。）
への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護事業者
等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなけれ
ばならない。

(受給資格等の確認) ☆準用

第11条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護
予防通所介護の提供を求められた場合は、その者の
提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支
援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめる
ものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の被保険者
証に、法第115条の3第2項の規定により認定審
査会意見が記載されているときは、当該認定審査会
意見に配慮して、指定介護予防通所介護を提供する
ように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助) ☆準用

第12条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護
予防通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受
けていない利用申込者については、要支援認定の申
請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行

~~われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。~~

~~（心身の状況等の把握） ☆準用~~

~~第十三条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サ~~

~~われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。~~

~~（心身の状況等の把握） ☆準用~~

~~第13条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環~~

~~われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。~~

~~（心身の状況等の把握） ☆準用~~

~~第13条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環~~

<p>ービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（介護予防支援事業者等との連携） ☆準用</p> <p>第十四条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）</p> <p>☆準用</p> <p>第十五条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号の</p>	<p>境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（介護予防支援事業者等との連携） ☆準用</p> <p>第14条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援小事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）</p> <p>☆準用</p> <p>第15条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のい</p>	<p>境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（介護予防支援事業者等との連携） ☆準用</p> <p>第14条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援小事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）</p> <p>☆準用</p> <p>第15条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のい</p>
--	---	---

いずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

—(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)—

☆準用

第十六条 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所介護を提供しなければならない。

—(介護予防サービス計画等の変更の援助)— ☆準用

第十七条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

ずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

—(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)—

☆準用

第16条 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所介護を提供しなければならない。

—(介護予防サービス計画等の変更の援助)— ☆準用

第17条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

ずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

—(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)—

☆準用

第16条 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所介護を提供しなければならない。

—(介護予防サービス計画等の変更の援助)— ☆準用

第17条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

~~（サービスの提供の記録） ☆準用~~

~~第十九条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、当該指定介護予防通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防通所介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。~~

~~（利用料の受領）~~

~~第一百条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サー~~

~~（サービスの提供の記録） ☆準用~~

~~第19条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、当該指定介護予防通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防通所介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。~~

~~（利用料の受領）~~

~~第102条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サー~~

~~（サービスの提供の記録） ☆準用~~

~~第19条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、当該指定介護予防通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防通所介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。~~

~~第102条（削除）~~

~~（利用料の受領）~~

~~第102条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サー~~

<p><u>費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>二 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>三 おむつ代</u></p> <p><u>四 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と</u></p>	<p><u>ビス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>(2) 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>(3) おむつ代</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認</u></p>	<p><u>ビス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>(2) 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>(3) おむつ代</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認</u></p>
---	---	---

<p style="text-align: center;"><u>認められる費用</u></p> <p>4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。</p>	<p style="text-align: center;"><u>められる費用</u></p> <p>4 前項第2号に掲げる費用については、<u>基準省令第100条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、<u>第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(身体的拘束等の禁止)</u></p> <p><u>第103条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>められる費用</u></p> <p>4 前項第2号に掲げる費用については、基準省令第100条第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第103条 (削除)</p> <p style="text-align: center;">—(身体的拘束等の禁止)—</p> <p>第103条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し</p>
---	---	--

<p>—(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第二十一条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>—(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第二十三条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定介護予防通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>—(緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第二十四条 通所介護従業者は、現に指定介護予防通</p>	<p>なければならない。</p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第21条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第24条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定介護予防通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第25条 通所介護従業者は、現に指定介護予防通所</p>	<p>なければならない。</p> <p>—(保険給付の請求のための証明書の交付) ☆準用</p> <p>第21条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>—(利用者に関する市町村への通知) ☆準用</p> <p>第24条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定介護予防通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>—(緊急時等の対応) ☆準用</p> <p>第25条 通所介護従業者は、現に指定介護予防通所</p>
---	---	--

<p>所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>—(管理者の責務)— ☆準用</p> <p>第五十二条 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、指定介護予防通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>—(運営規程)—</p> <p>第一百一条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p>	<p>介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>(管理者の責務) ☆準用</p> <p>第54条 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第104条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>	<p>介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>—(管理者の責務)— ☆準用</p> <p>第54条 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>第104条 (削除)</p> <p>—(運営規程)—</p> <p>第104条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>
---	---	--

<p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定介護予防通所介護の利用定員</p> <p>五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百二条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通</p>	<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(12) 苦情解決体制の整備</p> <p>(13) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第105条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通</p>	<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定介護予防通所介護の利用定員</p> <p>(5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 成年後見制度の活用支援</p> <p>(12) 苦情解決体制の整備</p> <p>(13) その他運営に関する重要事項</p> <p>第105条 (削除)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第105条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通</p>
--	--	---

<p>所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>—(定員の遵守)—</p> <p>第百三条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>—(非常災害対策)—</p> <p>第百四条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に</p>	<p>所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</p> <p>—(定員の遵守)—</p> <p>第106条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>—(非常災害対策)—</p> <p>第107条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その</p>	<p>所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。</p> <p>第106条 (削除)</p> <p>—(定員の遵守)—</p> <p>第106条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第107条 (削除)</p> <p>—(非常災害対策)—</p> <p>第107条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その</p>
--	--	--

<p>従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</p>	<p>規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容(次項において「計画等」という。)を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。</p>
--	--	--

<p>（衛生管理等）</p> <p>第百五条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（掲示） ☆準用</p> <p>第三十条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>（秘密保持等） ☆準用</p> <p>第三十一条 指定介護予防通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第108条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（掲示） ☆準用</p> <p>第31条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>（秘密保持等） ☆準用</p> <p>第32条 指定介護予防通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第108条（削除）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第108条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（掲示） ☆準用</p> <p>第31条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>（秘密保持等） ☆準用</p> <p>第32条 指定介護予防通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>
--	---	---

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。~~

~~3 指定介護予防通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。~~

~~(広告) ☆準用~~

~~第三十二条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。~~

~~(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用~~

~~第三十三条 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しては~~

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告) ☆準用

第33条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用

第34条 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しては

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。~~

~~3 指定介護予防通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。~~

~~(広告) ☆準用~~

~~第33条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。~~

~~(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) ☆準用~~

~~第34条 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しては~~

~~はならない。~~

~~(苦情処理) ☆準用~~

~~第三十四条 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。~~

~~3 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。~~

~~4 指定介護予防通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。~~

~~ならない。~~

~~(苦情処理) ☆準用~~

~~第35条 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。~~

~~3 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。~~

~~4 指定介護予防通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。~~

~~ならない。~~

~~(苦情処理) ☆準用~~

~~第35条 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。~~

~~3 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。~~

~~4 指定介護予防通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。~~

~~5 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。~~

~~6 指定介護予防通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。~~

~~（地域との連携） ☆準用~~

~~第三十四条の二 指定介護予防通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。~~

~~（事故発生時の対応） ☆準用~~

5 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携） ☆準用

第36条 指定介護予防通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応） ☆準用

~~5 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。~~

~~6 指定介護予防通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。~~

~~（地域との連携） ☆準用~~

~~第36条 指定介護予防通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。~~

~~（事故発生時の対応） ☆準用~~

~~第三十五条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。~~

~~3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。~~

~~(会計の区分) ☆準用~~

~~第三十六条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。~~

~~(事故発生時の対応)~~

~~第一百五條の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故~~

第37条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第38条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(事故発生時の対応)

第108条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により

第37条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分) ☆準用

第38条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第108条の2 (削除)

(事故発生時の対応)

第108条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により

<p>が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、第九十九条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第百六条 指定介護予防通所介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次の各号に掲</p>	<p>事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、第101条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第109条 指定介護予防通所介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記</p>	<p>事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、第101条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>第109条（削除）</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第109条 指定介護予防通所介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記</p>
--	--	--

<p>げる記録を整備し、その完結の日から三年間保存し なければならない。</p> <p>一 介護予防通所介護計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定す る提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第二十三条に規定する市 町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十四条第二項に規定 する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十五条第二項に規定 する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録</p> <p>一(準用)</p>	<p>録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけれ ばならない。</p> <p>(1) 介護予防通所介護計画</p> <p>(2) 第103条第2項に規定する身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第105条第1項に規定する勤務の体制等の記 録</p> <p>(4) 次条において準用する第19条第2項に規定す る提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する市町 村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第35条第2項に規定す る苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際 してとった処置についての記録</p> <p>(8) 法第52条に規定する予防給付及び第102条 第1項から第3項までに規定する利用料等に関す る請求及び受領等の記録</p> <p>(準用)</p>	<p>録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけれ ばならない。</p> <p>(1) 介護予防通所介護計画</p> <p>(2) 第103条第2項に規定する身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第105条第1項に規定する勤務の体制等の記 録</p> <p>(4) 次条において準用する第19条第2項に規定す る提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する市町 村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第35条第2項に規定す る苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際 してとった処置についての記録</p> <p>(8) 法第52条に規定する予防給付及び第102条 第1項から第3項までに規定する利用料等に関す る請求及び受領等の記録</p> <p>第110条 (削除)</p> <p>一(準用)</p>
--	--	--

~~第百七条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条から第三十四まで、第三十六条まで及び第五十二条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十四条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。~~

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

~~(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)~~

~~第百八条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、~~

~~第110条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第24条、第25条、第31条から第36条まで第38条及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第8条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第104条」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第7章第4節及び第5節」と読み替えるものとする。~~

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

~~(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)~~

~~第111条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、多様な評価の方法を用いてその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と~~

~~第110条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第24条、第25条、第31条から第36条まで第38条及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第8条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第104条」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第7章第4節及び第5節」と読み替えるものとする。~~

~~第5節 (削除)~~

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

~~第111条 (削除)~~

~~(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)~~

~~第111条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。~~

~~2 指定介護予防通所介護事業者は、多様な評価の方法を用いてその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と~~

<p>常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>も連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法により、生活機能の向上又は維持のための機能訓練その他必要なサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>	<p>も連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法により、生活機能の向上又は維持のための機能訓練その他必要なサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>
--	---	---

<p><u>—(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)—</u></p> <p><u>第百九条 指定介護予防通所介護の方針は、第九十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</u></p> <p><u>二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内</u></p>	<p><u>6 指定介護予防通所介護事業者は、必要に応じ、利用者の送迎が可能となるよう、体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>7 指定介護予防通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u></p> <p><u>—(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)—</u></p> <p><u>第112条 指定介護予防通所介護の方針は、第98条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、</u></p>	<p><u>6 指定介護予防通所介護事業者は、必要に応じ、利用者の送迎が可能となるよう、体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>7 指定介護予防通所介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。</u></p> <p><u>第112条 (削除)</u></p> <p><u>—(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)—</u></p> <p><u>第112条 指定介護予防通所介護の方針は、第98条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、</u></p>
---	--	---

<p><u>容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</u></p> <p><u>八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介</u></p>	<p><u>サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。</u></p> <p><u>(3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。</u></p> <p><u>(4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。</u></p> <p><u>(5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならないこと。</u></p> <p><u>(6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</u></p> <p><u>(7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介</u></p>	<p><u>サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。</u></p> <p><u>(3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。</u></p> <p><u>(4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。</u></p> <p><u>(5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならないこと。</u></p> <p><u>(6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。</u></p> <p><u>(7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介</u></p>
---	--	--

<p><u>護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p> <p><u>九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。</u></p> <p><u>十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予</u></p>	<p><u>護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</u></p> <p><u>(9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。</u></p> <p><u>(10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。</u></p> <p><u>(11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予</u></p>	<p><u>護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</u></p> <p><u>(9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。</u></p> <p><u>(10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。</u></p> <p><u>(11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予</u></p>
---	--	--

<p><u>通所介護計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。</u></p> <p><u>（指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点）</u></p> <p><u>第百十条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</u></p> <p><u>一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</u></p> <p><u>二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切な</u></p>	<p><u>通所介護計画の変更を行うこと。</u></p> <p><u>(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。</u></p> <p><u>（指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点）</u></p> <p><u>第113条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</u></p> <p><u>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なも</u></p>	<p><u>通所介護計画の変更を行うこと。</u></p> <p><u>(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。</u></p> <p><u>第113条（削除）</u></p> <p><u>（指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点）</u></p> <p><u>第113条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</u></p> <p><u>(2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なも</u></p>
---	---	---

<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</u></p>	<p><u>の</u>とする<u>こと。</u></p> <p><u>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</u></p>	<p><u>の</u>とする<u>こと。</u></p> <p><u>(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</u></p>
<p><u>—(安全管理体制等の確保)—</u></p>	<p><u>(安全管理体制等の確保)</u></p>	<p><u>—(安全管理体制等の確保)—</u></p>
<p><u>第百十一条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければなら</u> <u>ない。</u></p>	<p><u>第114条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければなら</u> <u>ない。</u></p>	<p><u>第114条 (削除)</u></p> <p><u>—(安全管理体制等の確保)—</u></p> <p><u>第114条 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければなら</u> <u>ない。</u></p>
<p><u>2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</u></p>	<p><u>2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</u></p>	<p><u>2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</u></p>
<p><u>3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供</u></p>	<p><u>3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供</u></p>	<p><u>3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供</u></p>

に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第百十二条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介

に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第115条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介

に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節（削除）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

第115条（削除）

(従業者の員数)

第115条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介

護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供
目ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供
している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当
介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が
勤務している時間数の合計数を当該基準該当介
護予防通所介護を提供している時間帯の時間数
で除して得た数が1以上確保されるために必要
と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ご
とに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供
に当たる看護職員が1以上確保されるために必要
と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ご
とに、当該基準該当介護予防通所介護を提供して
いる時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予
防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務し
ている時間数の合計数を当該基準該当介護予防
通所介護を提供している時間数（次項において
「提供単位時間数」という。）で除して得た数が
利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が

護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供
目ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供
している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当
介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が
勤務している時間数の合計数を当該基準該当介
護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除
して得た数が1以上確保されるために必要と認め
られる数

(2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ご
とに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供
に当たる看護職員が1以上確保されるために必要
と認められる数

(3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ご
とに、当該基準該当介護予防通所介護を提供して
いる時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予
防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務し
ている時間数の合計数を当該基準該当介護予防
通所介護を提供している時間数（次項において「提
供単位時間数」という。）で除して得た数が利用
者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準

護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供
目ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供
している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当
介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が
勤務している時間数の合計数を当該基準該当介
護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除
して得た数が1以上確保されるために必要と認め
られる数

(2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ご
とに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供
に当たる看護職員が1以上確保されるために必要
と認められる数

(3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ご
とに、当該基準該当介護予防通所介護を提供して
いる時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予
防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務し
ている時間数の合計数を当該基準該当介護予防
通所介護を提供している時間数（次項において「提
供単位時間数」という。）で除して得た数が利用
者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準

<p><u>基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>四 機能訓練指導員 一以上</u></p> <p><u>2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準</u></p>	<p><u>該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第134条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(4) 機能訓練指導員 1以上</u></p> <p><u>2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準</u></p>	<p><u>該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第134条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>(4) 機能訓練指導員 1以上</u></p> <p><u>2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準</u></p>
---	---	---

<p><u>当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u></p> <p><u>3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</u></p> <p><u>5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>	<p><u>該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u></p> <p><u>3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</u></p> <p><u>5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p><u>6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規</u></p>	<p><u>該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u></p> <p><u>3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</u></p> <p><u>5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</u></p> <p><u>6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規</u></p>
--	---	---

	<p style="text-align: center;"><u>則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><条例施行規則案> (生活相談員)</p> <p>第4条 条例第115条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護支援専門員の登録を受けている者</p> <p>(2) 介護福祉士であつて、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上である者</p> <p>ア 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>ウ 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護</p> <p>エ 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規</p>	<p style="text-align: center;"><u>則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><条例施行規則案> (生活相談員)</p> <p>第4条 条例第115条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護支援専門員の登録を受けている者</p> <p>(2) 介護福祉士であつて、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上である者</p> <p>ア 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>ウ 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護</p> <p>エ 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規</p>
--	--	--

<p>6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p><u>7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><条例施行規則 (案) > (機能訓練指導員)</p> <p>第5条 条例第115条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護</p>	<p>定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p><u>7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><条例施行規則 (案) > (機能訓練指導員)</p> <p>第5条 条例第115条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護</p>
---	--	--

<p>7—基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>—(管理者)—</p> <p>第百十三条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>8 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(管理者)</p> <p>第116条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 基準該当介護予防通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は</p>	<p>予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>8—基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第116条 (削除)</p> <p>—(管理者)—</p> <p>第116条 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2—基準該当介護予防通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は</p>
---	--	---

	<p><u>これらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><条例施行規則 (案) > (管理者)</p> <p>第 6 条 条例第 1-1-6 条第 2 項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して 2 年以上である者</p> <p>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して 2 年以上である者</p> <p>ア 法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。) 附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定 (整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。) による改正前の法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は同条第 7 項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p>	<p><u>これらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。</u></p> <p><条例施行規則 (案) > (管理者)</p> <p>第 6 条 条例第 1-1-6 条第 2 項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。</p> <p>(1) 法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して 2 年以上である者</p> <p>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して 2 年以上である者</p> <p>ア 法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。) 附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定 (整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。) による改正前の法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は同条第 7 項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p>
--	--	--

<p>（設備及び備品等）</p> <p>第百十四条 基準該当介護予防通所介護事業所には、 食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のため の場所、生活相談のための場所、事務連絡のための 場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災</p>	<p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者 (介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第117条 基準該当介護予防通所介護事業所には、 食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、便所、洗面のための場所及び事務連絡のための場所を確保するととも</p>	<p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者 (介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧介護予防サービス等施行規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>第117条（削除）</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第117条 基準該当介護予防通所介護事業所には、 食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、便所、洗面のための場所及び事務連絡のための場所を確保するととも</p>
--	--	---

<p><u>害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</u></p> <p><u>イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>ロ イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p><u>二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予</u></p>	<p><u>に、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</u></p> <p><u>ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>(3) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予</u></p>	<p><u>に、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</u></p> <p><u>ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>(3) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p><u>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予</u></p>
---	---	---

<p>防通所介護の事業の用に供するものでなければなら ない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通 所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所 介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運 営される場合については、指定居宅サービス等基準 第百八条第一項から第三項までに規定する設備に関 する基準をもって、前三項に規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。</p> <p>—(準用)—</p> <p>第百十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第 十七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二 十四条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条 (第五項及び第六項を除く。)、第三十四条の二、 第三十六条まで及び第五十二条並びに第一節、第四 節(第百条第一項及び第百七条を除く。)及び前節 の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業につい て準用する。この場合において、第八条及び第三十 条中「第三十六条」とあるのは「第百十五条におい</p>	<p>防通所介護の事業の用に供するものでなければなら ない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通 所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所 介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所 において一体的に運営される場合については、指定 居宅サービス等基準条例第136条第1項から第3 項までに規定する設備に関する基準をもって、前3 項に規定する基準を満たしているものとみなすこと ができる。</p> <p>—(準用)—</p> <p>第118条 第8条から第14条まで、第16条、第 17条、第19条、第21条、第24条、第25条、 第31条から第34条まで、第35条(第5項及び 第6項を除く。)、第36条、第38条及び第54 条並びに第1節、第4節(第102条第1項及び第 110条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介 護予防通所介護の事業について準用する。この場合 において、これらの規定中「訪問介護員等」とある のは「介護予防通所介護従業者」と、第8条第1項</p>	<p>防通所介護の事業の用に供するものでなければなら ない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通 所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所 介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所 において一体的に運営される場合については、指定 居宅サービス等基準条例第136条第1項から第3 項までに規定する設備に関する基準をもって、前3 項に規定する基準を満たしているものとみなすこと ができる。</p> <p>第118条 (削除)</p> <p>—(準用)—</p> <p>第118条 第8条から第14条まで、第16条、第 17条、第19条、第21条、第24条、第25条、 第31条から第34条まで、第35条(第5項及び 第6項を除く。)、第36条、第38条及び第54 条並びに第1節、第4節(第102条第1項及び第 110条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介 護予防通所介護の事業について準用する。この場合 において、これらの規定中「訪問介護員等」とある のは「介護予防通所介護従業者」と、第8条第1項</p>
--	--	---

で準用する第百一条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第百条第三項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前三項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

及び第31条中「第27条」とあるのは「第118条において準用する第104条」と、第19条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第7章第6節」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第109条第2項第2号中「第103条第2項」とあるのは「第118条において準用する第103条第2項」と、同項第3号中「第105条第1項」とあるのは「第118条において準用する第105条第1項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第118条」と、同項第7号中「前条第2項」とあるのは「第118条において準用する前条第2項」と、同項第8号中「第102条第1項から第3項」とあるのは「第

及び第31条中「第27条」とあるのは「第118条において準用する第104条」と、第19条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第7章第6節」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第109条第2項第2号中「第103条第2項」とあるのは「第118条において準用する第103条第2項」と、同項第3号中「第105条第1項」とあるのは「第118条において準用する第105条第1項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第118条」と、同項第7号中「前条第2項」とあるのは「第118条において準用する前条第2項」と、同項第8号中「第102条第1項から第3項」とあるのは「第

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(略)</p>	<p><u>118条において準用する第102条第2項及び第3項」と、第112条中「第98条」とあるのは「第118条において準用する第98条」と、同条中「前条」とあるのは「第118条において準用する前条」と、第113条第3号中「次条」とあるのは「第118条において準用する次条」と、読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条～第17条 (略)</p> <p>第18条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第136条第5項第4号又は第157条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第132条第6項第4号又は第153条第6項第1号ニの規定によることができる。</p> <p>2 施行日において現に法第53条第1項本文の規定</p>	<p><u>118条において準用する第102条第2項及び第3項」と、第112条中「第98条」とあるのは「第118条において準用する第98条」と、同条中「前条」とあるのは「第118条において準用する前条」と、第113条第3号中「次条」とあるのは「第118条において準用する次条」と、読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条～第17条 (略)</p> <p>第18条 施行日において現に法第53条第1項本文の規定に基づく指定を受けている介護予防短期入所生活介護事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第136条第5項第4号又は第157条第5項第1号エの規定にかかわらず、基準省令第132条第6項第4号又は第153条第6項第1号ニの規定によることができる。</p> <p>2 施行日において現に法第53条第1項本文の規定</p>
--	--	---

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>第二条～第三条 (省略)</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。</p>	<p>に基づく指定を受けている介護予防通所介護事業者又は介護予防通所リハビリテーション事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第101条第2項第3号又は第121条第2項第2号の規定は、当分の間適用しない。</p> <p>第19条～第20条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>第2条～第3条 (省略)</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧介護予防サービス等基準条例第8条から第14条まで（第</p>	<p>に基づく指定を受けている介護予防通所介護事業者又は介護予防通所リハビリテーション事業者（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第101条第2項第3号又は第121条第2項第2号の規定は、当分の間適用しない。</p> <p>第19条～第20条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>第2条～第3条 (省略)</p> <p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第4条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧介護予防サービス等基準条例第8条から第14条まで（第1</p>
---	--	---

<p>一～二 (省略)</p> <p>三 旧介護予防サービス等基準第一条, 第八条から第十四条まで (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第十五条 (第百七条において準用する場合に限る。), 第十六条 (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第十七条 (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第十九条 (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第二十一条 (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第二十三条 (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第二十四条 (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第三十条から第三十三条まで (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第三十四条第一項から第四項まで (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第三十四条第五項及び第六項 (第百七条において準用する場合に限る。), 第三十四条の二 (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。), 第三十六条 (第百七条及び第百十五条において準用する場合に限る。)</p>	<p>110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第15条 (第110条において準用する場合に限る。), 第16条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第17条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第19条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第21条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第24条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第25条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第31条から第34条まで (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第35条第1項から第4項まで (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第35条第5項及び第6項 (第110条において準用する場合に限る。), 第36条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第38条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第98条から第118条まで, 第169条, 第170条第5項, 第173条第1項及び第174条の規定は,</p>	<p>110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第15条 (第110条において準用する場合に限る。), 第16条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第17条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第19条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第21条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第24条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第25条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第31条から第34条まで (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第35条第1項から第4項まで (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第35条第5項及び第6項 (第110条において準用する場合に限る。), 第36条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第38条 (第110条及び第118条において準用する場合に限る。), 第98条から第118条まで, 第169条, 第170条第5項, 第173条第1項及び第174条の規定は,</p>
---	---	---

る。), 第九十六条から第一百五十五条まで, 第一百七十九条, 第一百八十条第四項, 第一百八十三条第一項及び第一百八十四条の規定

四～五 (略)

第五条 前条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準第九十七条第一項第三号及び第八項並びに第九十九条第五項の規定は, 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十七条第一項第三号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項	法第一百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事
-------------	-------------------------------	--------------------------------

なおその効力を有する。

第5条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第九十九条第一項第三号及び第九項並びに第一百零一条第五項の規定は, 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第一百一十五条の四五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十九条第一項第三号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第一百零二条第	法第一百一十五条の四五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業
-------------	--------------------------------	--------------------------------

なおその効力を有する。

第5条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第九十九条第一項第三号及び第九項並びに第一百零一条第五項の規定は, 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第一百一十五条の四五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十九条第一項第三号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第一百零二条第	法第一百一十五条の四五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業
-------------	--------------------------------	--------------------------------

	に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)	業(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者		1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)	(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。)に係る指定事業者		1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)	(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第一号通所事業		指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第1号通所事業		指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業		指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業		指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第九十七条第八項	指定通所介護事業者	第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	第99条第9項	指定通所介護事業者	第1項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	第99条第9項	指定通所介護事業者	第1項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者

	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業		指定通所介護の事業	当該第1号通所事業		指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第8項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第8項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の
第九十九条第五項	指定通所介護事業者	第九十七条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	第101条第5項	指定通所介護事業者	第99条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者	第101条第5項	指定通所介護事業者	第99条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第一号通所事業		指定通所介護の事業	当該第1号通所事業		指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第104条第1項から第3項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第104条第1項から第3項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の
2 前条第三号の規定によりなおその効力を有するも			2 前条の規定によりなおその効力を有するものとさ			2 前条の規定によりなおその効力を有するものとさ		

<p>のとされる旧介護予防サービス等基準第百十二条第一項第三号及び第七項並びに第百十四条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>れる旧介護予防サービス等基準条例第115条第1項第3号及び第8項並びに第117条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>れる旧介護予防サービス等基準条例第115条第1項第3号及び第8項並びに第117条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
---	--	--

第百十二条第一項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）	第115条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第34条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）	第115条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第34条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業		基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業		基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第百十二条第七項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業	第115条第8項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通	第115条第8項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通

	指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第六項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の			所事業			所事業
第百十四条第四項	基準該当通所介護の事業	第百十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業		指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第7項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第7項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の
	指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の	第117条第4項	基準該当通所介護の事業	第115条第1項第三号に規定する第一号通所事業	第117条第4項	基準該当通所介護の事業	第115条第1項第三号に規定する第一号通所事業
				指定居宅サービス等基準条例第136条第1項から第3項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第136条第1項から第3項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の
<p>第六条 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護</p>			<p>第6条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に</p>			<p>第6条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に</p>		

<p>予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。）第二百六十条第二項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。</p> <p>2 新介護予防サービス等基準第二百六十条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）</p>	<p>係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第236条第2項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。</p> <p>2 新介護予防サービス等基準条例第236条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合において、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定</p>	<p>係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第236条第2項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。</p> <p>2 新介護予防サービス等基準条例第236条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合において、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定</p>
--	--	--

<p>に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。</p>	<p>介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。</p>	<p>介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。</p>
--	--	--